

大雪地区広域連合財務規則

平成 15 年 9 月 3 日
規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定により、法令、条例又は他の規則に定めがあるものを除くほか、大雪地区広域連合の財務に関して定めるものとする。

(委任)

第 2 条 大雪地区広域連合の財務については、東川町財務規則（平成 7 年規則第 4 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 3 日から施行する。